

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月26日

【会社名】 フィンテック グローバル株式会社

【英訳名】 FinTech Global Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉井 信光

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス
(注) 平成30年1月4日から本店は下記に移転する予定であります。
本店の所在の場所 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
目黒セントラルスクエア15階
電話番号 03-6456-4600

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 千田 高

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス
(注) 平成30年1月4日から最寄りの連絡場所は下記に移転する予定
であります。
最寄りの連絡場所 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
目黒セントラルスクエア15階
電話番号 03-6456-4600

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 千田 高

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 16,800,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財
産の価額の合計額を合算した金額
2,560,800,000円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額
の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計
額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権
利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予
約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予
約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金
額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	240,000個
発行価額の総額	16,800,000円
発行価格	70円(本新株予約権の目的である株式1株当たり0.7円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年1月11日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	フィンテック グローバル株式会社 事業統括部
払込期日	平成30年1月12日
割当日	平成30年1月12日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神谷町支店

(注) 1. フィンテック グローバル株式会社第18回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」といいます。)

は、平成29年12月26日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みを行い、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は24,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、修正日の直前取引日の当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度：払込期日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、行使価額は修正される。 4 行使価額の下限：当初64円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。) 5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は24,000,000株(発行済株式総数に対する割合は14.8%、交付株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：1,552,800,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
新株予約権の目的と なる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
新株予約権の目的と なる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、24,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時 の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初106円とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。

2 行使価額の修正

平成30年1月15日以降、行使価額は、別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は64円(以下「下限行使価額」という。)とし、本欄第3項の規定を準用して調整される。

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(以下に定義する。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の権利を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。 行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,560,800,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年1月15日から平成32年1月14日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 神谷町支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日(但し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日よりも前の日とする。)に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、平成32年1月14日に、本新株予約権1個当たり70円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、パークレイズ証券株式会社(同社は、割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの企業グループに属する日本法人であり、割当予定先との間で斡旋を行う者です。)より提案を受けた下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (1) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (本スキームの特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (本スキームのデメリット)」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社グループは、企業を支援するブティック型投資銀行として投資銀行業務と企業投資を中心に事業を展開し、企業のニーズに応える様々なソリューションを提供して成長をサポートするとともに、地域産業の振興・支援にも積極的に取り組んでおります。

こうした中で、当社は平成25年11月にPuuha International Oy(フィンランド共和国)とともに資本を拠出し、フィンランド、そして日本でも人気が高い「ムーミン」を主題とするテーマパークを日本に設立し運営していくための事業を目的とする株式会社ムーミン物語(本社：東京都港区、代表取締役社長 ロバート・ハースト。以下「ムーミン物語」といいます。)を設立しました。ムーミン物語は、ムーミンの著作権を保有するOy Moomin Characters Ltd(フィンランド共和国)のグローバルな専属的代理人であるBulls Presstjänst AB(スウェーデン王国)との間で、ムーミンを主題としたテーマパークに関する日本国内の独占的ライセンス契約を平成25年11月20日に締結しました。当社は平成27年5月に、ムーミン物語を連結子会社としております。

当社はテーマパーク設立の候補地選定を進め、平成27年6月30日付で豊かな自然に触れられる埼玉県飯能市の宮沢湖畔の不動産を、地元自治体飯能市の熱心な誘致活動のもと、当該地の多くを所有する西武鉄道株式会社(本社：埼玉県所沢市)から取得し、ムーミンの世界を体験できる施設「メツァ」を開設することを決定しました。

その後、当社グループは各種マーケット調査をもとにメツァのコンセプトの検討、事業方針、事業構想、基本計画、設計、各種許認可申請、インフラ計画等の準備を進めました。そして平成28年12月6日付で、“北欧時間が流れる森と湖での体験を通じて、こころの豊かさの本質に気づき、日常生活へと持ち帰れる場所”を目指した「メツァ」として、地域に根づく自然、文化、歴史を活かすとともに北欧のライフスタイルを体験できるゾーン「メツァビレッジ」を平成30年秋開業予定、ムーミンの物語を主題としたゾーン「ムーミンバレーパーク」を平成31年春グランドオープン予定とすることを決定しました。また、平成29年5月29日付で飯能市から開発行為許可を受け、平成29年6月29日付で、地元の建設会社3社で構成する共同企業体とメツァビレッジの土木に係る工事請負契約を締結しました。ムーミンバレーパークの建設工事は、平成29年7月12日付で子会社化した特別目的会社である飯能地域資源利活用合同会社(以下「地域SPC」といいます。)が平成29年6月29日付で工事請負契約を締結し、平成29年7月3日にそれぞれ着工に至りました。これらの契約による建設工事の概要及び平成29年10月末までに決定しているその他の施設関連の投資予定は、下記の通りであります。

建設工事の概要

	メツァビレッジ	ムーミンバレーパーク
契約者	発注者 当社 受注者 メツァプロジェクト飯能共同企業体	発注者 飯能地域資源利活用合同会社 受注者 メツァプロジェクト飯能共同企業体
敷地面積	16.3万㎡ (エリア全体。水面は含まず。)	7.3万㎡ (エリア全体。水面は含まず。)
延床面積	4,918㎡ (立体駐車場は含まず。)	8,444㎡
スケジュール	平成29年7月3日 着工(土木) 平成29年7月28日 着工(建築) 平成30年10月2日 完成引渡(予定)	平成29年7月3日 着工 平成30年10月2日 完成引渡(予定)
工事請負額	土木工事 12億円・建築工事 11億円 (土木工事は平成29年6月29日付契約、建築工事は平成29年7月28日付契約)	建設工事(土木・建築)34億円 (平成29年6月29日付契約)

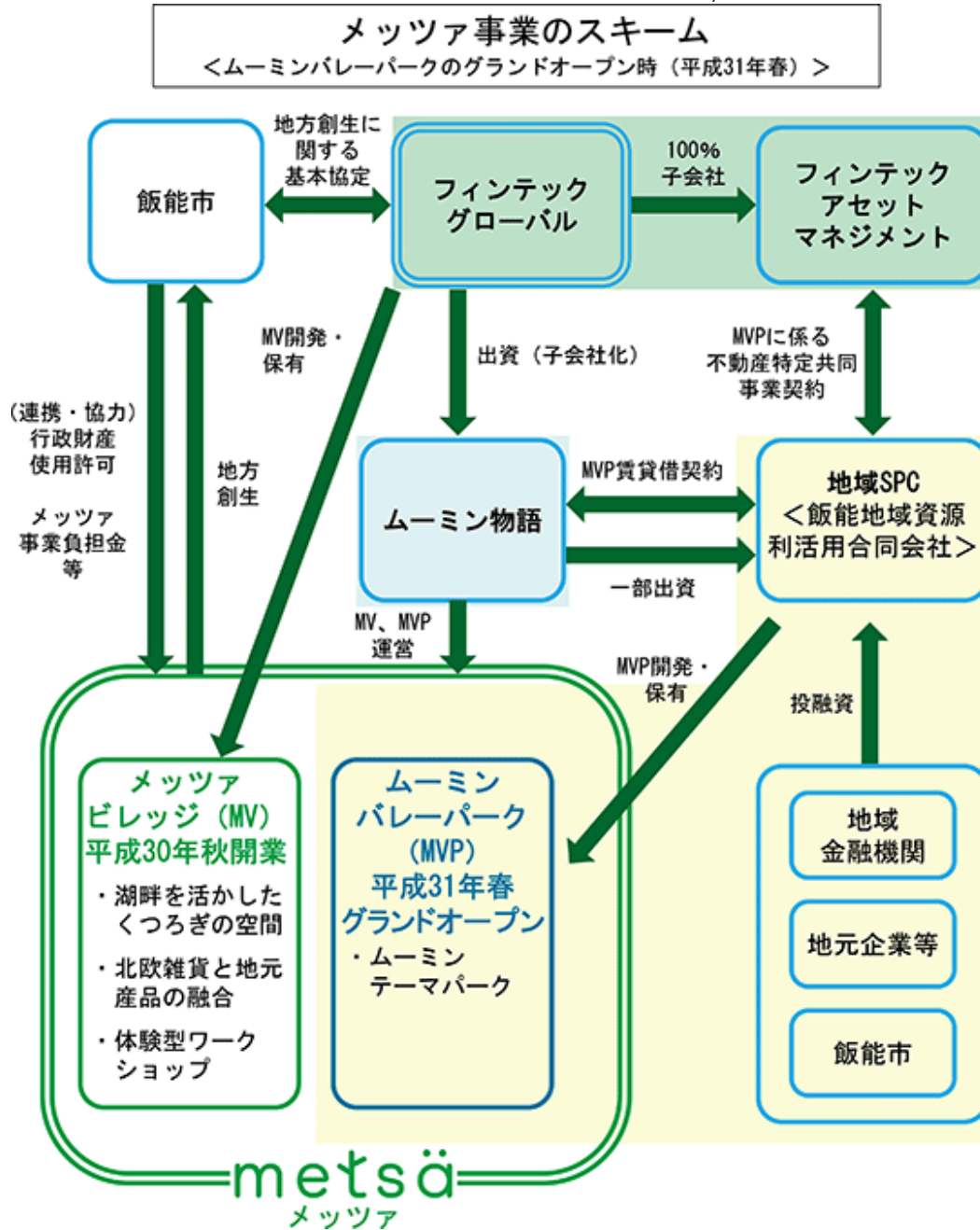
その他の施設関連の投資額

	メツァビレッジ	ムーミンバレーパーク
主要な設備	立体駐車場 5億円	特殊内外装 25億円
設計等その他	8億円 (土地の取得額は含まず。)	6億円 (土地の取得額は含まず。)

	メツァビレッジ	ムーミンバレーパーク
投資総額	37億円	65億円

メツァに係る事業資金は、当社が平成26年3月及び平成27年4月にそれぞれ発行した第12回新株予約権(第三者割当て)及び第14回新株予約権(第三者割当て)によって、一部調達しております。これら以外にも、金融機関からの借入やムーミン物語の増資等により事業資金を調達する予定ですが、本新株予約権による資金調達は、メツァビレッジの開発を目的としております。ムーミンバレーパークについては不動産流動化(以下「流動化」といいます。)により金融機関借入及び匿名組合出資によって事業資金を調達しました。一方でメツァビレッジについては、同施設の運営や流動化等によって中長期的に投資資金を回収していく方針であり、現時点で直ちに流動化によって開発資金を調達する予定はありません。このため、今般は予定しているメツァビレッジ建設工のための投資実行を踏まえて、資本を増強するものであります。本新株予約権による資金調達によって、メツァビレッジの開発が進み、メツァ事業が成功することによって、当社グループの中長期的な発展と成長につながり、既存株主の利益につながるものと見込んでおり、こうした判断から、本新株予約権の発行を決定したものであります。

現時点で想定している開業時のメツァ事業のスキームは下記のとおりであります。
 (平成29年12月26日時点で想定する平成31年春(ムーミンバレーパークのグランドオープン時)におけるメツァ事業のスキームであり、今後、変更される場合があります。)



(メツァ事業用地)

メツァは、「メツァビレッジ」及び「ムーミンバレーパーク」の2つのゾーンで構成されています。メツァビレッジ及びムーミンバレーパークの土地は、飯能市の宮沢湖を中心とした広大なエリアにおいて、主に当社又は地域SPCの所有地及び飯能市の行政財産で構成されており、行政財産については当社又は地域SPCがそれぞれ飯能市の使用許可を受けております。

(メッツァビレッジの事業等)

メッツァビレッジの基礎造成を含む建物の建設工事、その他施設関連等への投資は、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金、当社による金融機関からの借入、飯能市のメッツァ事業負担金並びに自己資金で支払う予定です。開業後は、商業施設としてレストラン、マーケット、小型店舗、ワークショップ、貸ポート、敷地内駐車場等をムーミン物語にて運営し、各々の事業から収入を得ることとなります。

集客力の向上に当たっては次のような施策等を行ってまいります。小売店が集積したマーケットや小型店舗では、地域(飯能)の特産品や北欧ブランド、北欧デザインの商品の展示、販売を行うとともに、地域連携を積極的に進める観点からビジネスパートナーやフィンランド大使館・自治体とのコラボレーションを積極的に推進します。また、メッツァだけのオリジナル商品やメニューを開発し、衣食住が一体となった北欧ライフスタイルも紹介してまいります。入居企業の誘致活動は既に始まっておりますが、飯能市を中心とした地域企業と北欧企業を含む特色ある構成とする予定です。また、自然豊かな環境で、遊ぶ・つくる・活動する・憩うを体験できる施設として、ワークショップ、カヌー・ポート、レストラン等を設置し、集客を図ってまいります。

なお中長期的には、地域との関係を継続できる形で、メッツァビレッジの流動化を検討してまいります。

(ムーミンバレーパークの事業等)

地域SPCが、地域金融機関借入及びムーミン物語、地元企業等からの出資を原資として、平成29年7月14日付でムーミンバレーパークにおける当社の所有地を譲り受け、現在、施設を建設中であります。施設完成後は、地域SPCがムーミン物語に施設を賃貸し、ムーミン物語がムーミンバレーパークを運営する予定です。ムーミン物語は、ムーミンバレーパークにおける入場料、一部課金の施設、物販、飲食、スポンサー収入による売上を計上します。

(地域経済への貢献)

本新株予約権等によって調達する資金により建設するメッツァビレッジについては、施設の内装や什器に地域商材を使用し北欧デザインで差別化することで付加価値をつけていくことや、より多くの地域企業に参画いただくなどの施策により、地域経済に貢献できる施設とし流動化を図っていく方針です。

ムーミンバレーパークについては、土地、建物等(原資産)を証券化手法により、原資産の元の所有者である当社から分離・倒産隔離させて、地域社会の発展に貢献する「公共資産」とし、持続的なコミュニティの形成を支援する取組みとしており、当社グループでは「公共資産」として運用していく方針です。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、行使可能期間を約2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割り当て、パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

(本新株予約権の行使の指定)

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)をパークレイズ・バンク・ピーエルシーに付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定(以下「行使指定」といいます。)できる仕組みとなっており、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、かかる指定を受けた場合、指定された数の本新株予約権を、20取引日の期間中に、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社から本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの20取引日間又は60取引日間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の2日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、当社普通株式の終値が直前取引日の終値よりも10%以上下落した場合、未公表のインサイダー情報等がある場合等一定の場合には当社がかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、東京証券取引所を通じて適時開示を行います。

(本新株予約権の行使の停止)

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてパークレイズ・バンク・ピーエルシーがコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

(本新株予約権の取得に係る請求)

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本新株予約権の発行後、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に従い、当該時点で残存する新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

(本新株予約権の譲渡)

コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権につき、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して譲渡する場合には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当て先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当て先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

(本スキームの特徴)

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は24,000,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(平成29年9月30日の総議決権数1,619,314個(発行済株式総数161,935,300株)に対する最大希薄化率は、14.8%)。

当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当て先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、割当て先が本新株予約権の取得を請求する権利を有しており、当社普通株式の終値が下限行使価額に近い低位に推移するなど割当て先に本新株予約権の行使が期待できない局面において当該取得請求権が行使される可能性があるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、他の会社から本スキームと同様のスキームで新株予約権の割当てを受けた実績を有すること。

割当て先は異なるものの、当社では、行使価額修正、行使指定、停止指定が定められている等、主たる条件において、本新株予約権と同様のスキームで平成26年3月及び平成27年4月にそれぞれ第12回新株予約権(第三者割当て)及び第14回新株予約権(第三者割当て)を発行し、その後全て行使されたことで、資金調達した実績があること。

(本スキームのデメリット)

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。

株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

6. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,560,800,000	19,000,000	2,541,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(16,800,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(2,544,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価格算定費用、登録免許税等の登記関連費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
メツァピレッジの建設工事、その他施設関連への投資に関する資金	2,541	平成30年1月～平成30年12月

当社は、平成30年秋にメツァピレッジ開業を予定しており、当該施設を建設すべく平成29年7月に着工しました。この建設工事、その他施設関連への投資に関して、平成30年1月から平成30年12月までに30億円の支払を予定しております。この建設工事等に対して今回の調達資金を充当し、不足額は借入や自己資金で賄う予定です。

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 上記資金使途は、平成30年12月までの資金使途を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途は変更される可能性があります。また、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。一方、調達額が予定より増額となった場合には、上記の建設工事等の不足額やメツァ開業の準備費用に充当する予定であります。なお、調達額の全額を上記支出予定時期までに調達することができない場合には、不足額は借入や自己資金で賄う予定です。
- また、割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。
- このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 1 有価証券報告書及びその添付書類」に掲げた有価証券報告書(第23期事業年度)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載の当社グループの設備投資計画は、本屆出書提出日(平成29年12月26日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については、平成29年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 時期
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
飯能地域資源 活用合同会社、 (株)ムーミン 物語	ムーミンバレー パーク (埼玉県飯能市)	エンタテインメント・ サービス事業	テーマパーク 施設	6,576	875	(株)ムーミン物語の増資 資金 借入金 匿名組合出資金	平成29年 7月	平成31年春
提出会社	本社 (東京都品川区)	全社共通	本社事務所の 設備、内 装等	238	34	自己資金	平成29年 10月	平成30年 1月

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. メッツァビレッジに係る不動産は中長期的には流動化を検討していく方針であるため、平成29年9月期においてメッツァビレッジ(開発予定地以外を含む。)に係る土地、建設仮勘定については、販売用不動産又は仕掛販売用不動産に振り替えております。このため、メッツァビレッジについては上記の設備投資計画に記載しておりません。

なお、メッツァビレッジへの投資予定額は、上記「1. 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」に記載のとおり、37億円であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
本店の所在地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
代表者の役職及び氏名	グループ最高責任者 ジェームズ・E・ステイラー
資本金	2,342百万ポンド (341,440百万円) (換算レートは1ポンド145.79円(平成29年6月30日の仲値)です。)
事業の内容	個人向け銀行業務、クレジットカード、コーポレート・バンキング及び投資銀行業務並びに資産及び投資運用
主たる出資者及びその出資比率	パークレイズ・ピーエルシー 100%

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成29年6月30日現在のものです。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係		該当事項なし
資金関係		該当事項なし
技術関係		該当事項なし
取引関係		該当事項なし

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年6月30日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、割当予定先の企業グループに属する日本法人であるパークレイズ証券株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、パークレイズ証券株式会社以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、パークレイズ証券株式会社以外に他の国内外の金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案を受けました。その中で、パークレイズ証券株式会社から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが有するトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、別記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等(注)」欄第2項「(2) 資金調達方法の選択理由 (本スキームの特徴)」に記載した商品性やパークレイズ・バンク・ピーエルシーの過去の実績等を総合的に勘案して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるパークレイズ証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は24,000,000株です(但し、別記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社とパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限するよう措置(パークレイズ・バンク・ピーエルシーが本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者(以下「転売先」といいます。)との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じるとともに、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認することをパークレイズ・バンク・ピーエルシー及び転売先に義務付ける予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成29年9月29日提出の外国会社半期報告書に含まれる貸借対照表から、割当予定先における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の報告を受けております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)により承認され、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構の監督及び規制を受けております(登録番号はNo.1026167)。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うパークレイズ証券株式会社の担当者に対するヒアリング等により確認しております。さらに、日経テレコンを利用して過去の新聞記事検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索するなどの調査をしました。

上述を踏まえ、当社は、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(トラスティーズ・アドバイザーズ株式会社、代表者：寺田 芳彦、住所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階、以下「トラスティーズ」といいます。)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の株価(106円)、ボラティリティ(50.7%)、予定配当額(0円)、割引率(0.04%)として、当社が継続的に行使指定を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使指定に応じて全量行使し、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに売却を実施する場合の取引コストが発生すること等を含みます。)を置き本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(50円～72円)を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を評価額レンジの下限を下回らない価額である金70円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成29年12月25日)の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である64円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、トラスティーズは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること、トラスティーズは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、トラスティーズによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してトラスティーズから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はトラスティーズによって算出された評価額の下限を下回らない価額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、平成29年9月30日現在の総議決権数1,619,314個(発行済株式総数161,935,300株)に対して最大14.8%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、別記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等(注)」欄第1項に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計24,000,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,311,932株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)	1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom			24,000,000	12.91
玉井 信光	東京都世田谷区	20,095,500	12.41	20,095,500	10.81
藤井 優子	東京都世田谷区	3,776,400	2.33	3,776,400	2.03
青島 正章	東京都渋谷区	1,708,000	1.05	1,708,000	0.92
田村 直丈	静岡県田方郡函南町	1,576,000	0.97	1,576,000	0.85
ロバート・ハースト	東京都渋谷区	1,535,000	0.95	1,535,000	0.83
テンダネス・ファンド T投資事業有限責任組 合	東京都港区虎ノ門2 - 7 - 16	1,500,000	0.93	1,500,000	0.81
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会 社三菱東京UFJ銀行)	BASLERSTRASSE 100,CH-4600 OLTEN, SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2 - 7 - 1)	1,261,000	0.78	1,261,000	0.68
柴田 敬司	東京都三鷹市	1,200,000	0.74	1,200,000	0.65
高木 陽子	神奈川県三浦郡葉山町	1,157,000	0.71	1,157,000	0.62
計		33,808,900	20.88	57,808,900	31.09

- (注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第23期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)平成29年12月20日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成29年12月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月22日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日(平成29年12月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成29年12月26日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

フィンテック グローバル株式会社 本店
(東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)平成30年1月4日から本店は下記に移転する予定であります。

縦覧に供する場所 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア15階

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし